

宇治商工会議所所報 チラシ同封サービス 運用規定

1. このサービスは、宇治商工会議所会員企業の発展に資することを目的とする。よって、宇治商工会議所会員以外の利用は原則として認めない。
2. このサービスは宇治商工会議所所報に会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではないこと、および、下記事項を遵守するものとする。
 - 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規を違反しないこと。
 - 3) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 4) 政治宣伝、宗教、風俗営業および消費者金融に関する内容でないこと。
 - 5) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
 - 6) 当商工会議所の事業と同類の内容であって、競合するものでないこと。
3. 前条に反する、あるいはその他の理由により、宇治商工会議所が不適当と認める場合、このサービスは履行しない。(当商工会議所の判断でお断りする場合、その理由を明示する義務は負わない。)

なお、サービス実施予定月において、やむを得ない事情が生じた場合当該実施月を繰延べることがある。
4. 書類が同封される所報「宇治商工会議所 NEWS」は、毎月 1 日発行とする。

ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する必要があるため、会員企業が同封を希望する書類の内容によっては申込みを受けかねる場合がある。
5. 同封するチラシの内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
6. 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当サービスにより生じた取引上のトラブル等について、宇治商工会議所は一切の責任を負わない。
7. 同封するチラシは、毎月 5 枚(1 事業所につき 1 枚、申込み先着順)。また、封入の順番も順不同とし、利用者の希望に添えない。
8. 同封するチラシは、原則として、B 5、A 4 判サイズ(両面可)とし、B 4、A 3 判等の場合は、事業所各自で当該書類を規定の大きさ以下に折りたたんだ状態で納品すること。
9. チラシ同封サービス料金については、下記に定める通りとし、当該書類を同封した所報発刊後、宇治商工会議所より、請求書を送付しますので、速やかに納入すること。ただし、厚さ・重量によっては別途打ち合わせにより別料金をいただく場合がある。

・料 金	B5.A4 サイズ	33,000円(税込)	B4.A3 サイズ	55,000円(税別)
------	-----------	-------------	-----------	-------------

※完成品での納品をお願いします。データで納品の場合、別途印刷費が発生します。
※料金は、現金または振込にてお支払いをお願いします。振込手数料は貴社にてご負担願います。
10. 同封するチラシは、事業所各自で必要部数(約 2,000 部：随時確認のこと)用意し、発行月の前月 20 日までに宇治商工会議所が指定する場所に納品する(その際、残部は原則として返却しない)。
11. この運用規約に同意した場合、申込書に押印し、発行月の前月 5 日までに、折込印刷物のサンプルとともに宇治商工会議所業務課へ提出すること。
12. 申込受付完了後、チラシ内容の変更・キャンセルは原則お受けできません。